

平成30年度

定期監査報告書

十勝中部広域水道企業団

監査委員

十中水監査第33号
平成31年3月28日

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿 様
十勝中部広域水道企業団議会
議 長 大 石 清 一 様

十勝中部広域水道企業団
監査委員 林 伸 英
監査委員 秋 田 勝 利

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

契約事務（委託・賃貸借・修繕）の執行状況について

第2 監査の目的

契約事務について、関係する法令などに基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な経営に資することを目的とした。

また、過去の定期監査等における指摘事項等が、措置状況報告書のとおり是正されているか検証することを目的とした。

第3 監査の対象

総務課

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成30年4月1日から平成30年10月31日までに執行された契約（委託・賃貸借・修繕）事務

2 方法

監査を行う契約事務については抽出を行い、帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 契約の方法及び手続は適正か。
- 2 随意契約の場合、その理由は適正か。
- 3 予定価格の設定は適切に行われているか。
- 4 契約の執行状況と履行確認は適正か。
- 5 支出手続は適正か。

第6 監査の期間

平成30年11月21日から平成31年3月25日まで

第7 監査の結果

契約事務の執行状況及び過去の指摘事項等の措置状況について、監査を実施した結果、適正に執行されており、特記すべき事項はなかった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果につきましては、全体を通して適正に執行されていることが確認できました。また、過去の定期監査等における指摘事項等につきましても改善が図られていました。

契約事務は、業務を行う上で基本的な事務でありますので、今後とも法令等の規定に基づき、適正な事務の執行に努められますよう期待いたします。